

淀川水系流域委員会 第87回委員会 議事録（確定版）

日 時 平成21年6月30日（火）
午後 1時 30分 開会
午後 3時 59分 閉会
場 所 淀川管内河川レンジャー中央流域センター
2F 多目的ホール

[午後 1時30分 開会]

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第87回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の出席委員でございますが、13名出席されております。定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

本日の配付資料のご案内をさせていただきます。

本日は、「議事次第」「座席表」「委員リスト」「審議資料1」、それから河川管理者の提供資料、厚い進捗点検の報告書の4種類をお配りしております。ご確認いただけたらと思います。

それから、前回委員会以降に委員会あてに寄せられました委員及び一般からのご意見につきましては、その都度ホームページに掲載させていただいております。なお、委員からのご意見につきましては、千代延委員、川上委員、川崎委員から寄せられておりますことをご報告いたします。

審議に入ります前に、発言に当たってのお願いをさせていただきます。ご発言の際は必ずマイクを通しお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただいております。委員の発言を割ってのやじや大声での発言等は審議の妨げとなりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ないよう設定をお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

○中村委員長

委員長の中村です。87回目を迎えまして、いよいよ今期も委員会は大詰めに近づいております。委員の方々、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、河川管理者及び一般傍聴者の方々もお忙しい中、ご関心を持って委員会の審議にかかわっていただいております。

きょうは2つの大きな審議事項がございますので、十分な時間はないのですが、効率的に進めていこうということでございますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。では、座って司会進行させていただきます。

まず、きょうの進め方で1点だけ前もって確認といたしますか、お伝えしておきたいのですが、委員の中で時間に制約があって、大体3時程度までは今の定足数を満たした形で審議を進めることができるわけですが、3時以降、所用で退席される委員がおられますので、必要な決定事項が

あればその前にとということにいたします。そのため、一部審議の順番といたしますか、流れを変えさせていただきますとということがあろうかと思えます。それは最後の委員会の開催に向けたスケジュールの点で、委員の皆さん全員おられる中で決めたく、通常、委員会審議の後にスケジュールの話をするのですが、途中でそれをさせていただくということがありますので、よろしくお願ひします。

では、まず報告からお願いいたします。前回委員会以降の会議開催経過ということで、庶務のほうからお願いいたします。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより、未報告となっております会議についてご報告申し上げます。スクリーンをごらんください。

まず、6月9日に開催されました第86回委員会についてでございます。ここでは、最初に淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検の実施結果報告につきまして河川管理者より説明があり、委員会より対応分類AからDの詳細について質疑がなされました。

次に、進捗点検への委員会意見とりまとめについて審議が行われ、ここでは「答えのない提案ではなく、こんなやり方があるといったヒントとなるご意見をいただきたい。指標群でいかに客観的に示せるかが非常に難しいため、具体的な点検方法についての意見をいただきたい。意見の出しっぱなしで終わるのか、今後もキャッチボールを続けるのか、次のステップを見据えた意見も出したほうがよい」などの意見が出されました。

最後に、次期委員会についての審議がなされ、委員長より河川管理者に対して、次期委員会の委員推薦委員会の設置と委員公募の実施、また間をあけない委員会の継続について要請が出されました。

続きまして、6月15日開催の第105回運営会議でございます。ここでは、今後の会議開催などについて審議が行われ、第86回、第87回委員会及び第106回運営会議の日時や審議内容について決定されております。

そのほか、スクリーンにはございませんが、6月19日、6月22日、6月26日の3日間で現地視察が行われております。

以上でございます。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。追加的に私のほうからご報告しますが、この試行報告書の大項

目にかかわる委員の作業を6グループで行ったわけですが、意見交換会という自主的な取り組みも含めて行いました。6月24日に治水グループ、25日に統合的流域管理グループ、29日には利用及び主体参加のグループがそれぞれ集まって審議をし、本日とりまとめの中間報告ということでお願いしました。利水及び環境は、会合は持たずにメール等のやりとりで進めていただいたということでございます。以上、私のほうから委員会側の取り組みということでご紹介させていただきます。

以上で報告事項は終わりですが、委員の方々から追加的に紹介しておくというようなことはございますでしょうか。よろしければ、次の審議事項にこうと思います。

3. 審議

1) 次期委員会について

○中村委員長

審議事項は2つございます。先ほど申し上げましたように、スケジュールも審議事項の1つに入れますと3つあるということになるわけですが、1つ目が「次期委員会について」ということで、委員会継続に関する委員会側の要望に関する河川管理者側からの今時点における状況報告ということでございます。それから、2番目に、進捗点検の委員会の意見とりまとめの状況について、各大項目作業グループリーダーのほうからご報告をいただくということです。3つ目の「次回以降の会議の開催及びスケジュール」というのは3時前に進めたいと思いますので、審議の進捗状況を見て、これを繰り上げて行うということがあろうかと思えます。

まず、第1点目の審議事項でございますが、次期委員会についてということで、前回の委員会で出席委員全員の全会一致の要望という形で、第4次の委員会の設置について、河川管理者のほうに、空白をあけずに速やかに準備を開始していただきたい、委員候補推薦委員会という形をとっていただく必要がある、それから公募委員の選出枠を設けていただきたい、という3点について要望を出しました。その後、同じ趣旨で整備局長あてに要望書を出させていただきました。この点に関して河川管理者のほうからご報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

今ご紹介がありましたように、6月9日の委員会でご要望をいただいて、改めて6月15日づけで要望書をいただいております。当方として流域委員会の設置をどうしていくかということですが、まず1点目は前回も言っていますように、流域委員会は設置していく必要があると考えております。ただし、具体的な設置方法について広くさまざまご意見をお聞きしたいと、これは前回も申し上げましたけれども、それを踏まえて設置の方法等を決めていく考えでおります。具体的には、この流域委員会の委員の皆様方、あるいは関係する自治体の方々、場合によっては一般住民の方々などから広くご意見をお聞きしていきたいという予定を考えています。

この流域委員会に対してご意見を聞く今後ですけれども、7月中にアンケートによる意見聴取を開始していきたいということで、今作業準備にかかっているという状況になっております。

○中村委員長

今ご報告があったことで、要望書あるいは要望の中に3つの項目あったわけですがけれども、この点に具体的に触れてはられません。その点に関しては何かございますか。3点が挙がっておったわけですがけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

網羅していないですか？。一応全体的にとらえて申し上げたつもりなんですけれども、速やかにというのを1番目に書いていますから、スピードの議論について、今申し上げましたように7月中に開始ということで考えております。できるだけ早く具体的な設置の方法についてまとめていきたいと考えております。

○中村委員長

ということは、2点目として出ている委員候補推薦委員会、それと3点目の公募委員の選出は、「設置方法を幅広く意見を聞きたい」の中で扱いたいということなんですかね。

では、この点に関して委員のほうからご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

○千代延副委員長

千代延です。今、委員長が、委員候補の選定について委員会や第三者機関を設置してやるということと、それから公募による委員の募集という、この2つについても、その意見をアンケートとかいろんなことで聴取されるんでしょうけれども、多方面から。今の2つについても結果によるということでお考えなんですか。もう一回お願いします。といいますのは、少なくともそのところはかなりのエッセンスの部分なんでね。意見を聴取する。それによって例えばそういうことはなくなるかもしれないという、そういうこと、結果はわかりませんが、そういうふうにお考えなんですか。そのことをもう一度お聞かせいただけますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

よろしいですか。おっしゃられるとおりで、その選定の方法とか含めましていろいろなご意見があるのではないかと、それを聞いていって、流域委員会の設置の具体案というのをまとめていきたいと思っております。

○中村委員長

本多委員。

○本多委員

本多です。1期目も次のときもずっとそういう委員会を選出するための検討委員会がありました。

その中では、例えばどういう分野の人が必要なのかとか、またどういう、推薦枠だけでなく公募も必要か、いろいろな角度から議論されて、河川管理者も推薦される方、またそういう委員会から推薦される方というふうに決めてこられたと思うんですね。それはちゃんと議論をされていますから、きょうはそういう議論をするということをはっきりしながら意見を聴取されてきたと思うんです。

でも、アンケートということになると、どういうアンケートを河川管理者が出されるのかによって、そういう内容がきちっと皆さんから聴取できるのか。例えばそういう分野が、どういう分野が今回は必要なのかとか、またそれに適した人はどういう人がいるのかだとか、そういう意見までアンケート形式とか、住民にとおっしゃいますけれども、インターネットかどういう形式かわかりませんが、それでも本当にきちっと聴取ができて次の委員会につないでいけるのかというのは、単に急ぐだけではないと思うんですね。やはりきちっとみんなが納得するような意見がないと、委員会の構成メンバーによっては批判も出てくるかと思しますので、やっぱり急ぐということだけではないと思うんですね。やはりそういうみんなが見てわかるような形で委員が決定されていくということも必要なのではないかというふうに思います。以上です。

○中村委員長

はい、川上委員。

○川上委員

川上です。ちょっとあれをもう少し上に上げてください。要望事項は3点ありましたね、もっと上です。端的に伺いますが、そうやってアンケート等によって各方面からご意見を聞かれた結果、推薦委員会による選任の方法はとらないという場合、それから公募委員の選出枠を設けないという結果もあり得るということなんですか。その点についてお答えください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

よろしいですか。広く聞いていく中で、いろんな複数の案が出てくる場合にどれを選ぶかという中で、必ずしも推薦委員会というような方法によらないという可能性はあるかと思えます。ただし、ここでおっしゃられているこの公平で中立的なというような部分について、これは当然ながら公平中立ということは踏襲していかなくてはいけないという中で案が出てくるものと思っておりますので。公募も、同様の解釈で考えていただいて。

○中村委員長

はい、本多委員。

○本多委員

本多です。アンケートをとる段階では、恐らくだれが何とかいうのはわからないと思うんですよ

ね。でも、検討委員会の場合には候補がちゃんと出てきて、その中でどの方が最もいいかということとを議論されてきたと思うんですね。でも、一般に意見を募集したときには、もちろんだという候補がいるからどれがいいですかということも聞けないでしょうし、単に推薦をしていただくのか、どんな方法で選んだらいいかという意見を聞くだけになってしまいますから、やはり委員会という形で、きちっとそこできょうは何を議論するのかという中で、傍聴者の方も含めて民主的にやはり選んでいくという方法が私は必要なのではないかと。それが今までの流域委員会を構成してきたやり方ですし、多くの傍聴者の方が来てくださったのも、これもやはりそういう委員を選出する過程の中で、やはりこの委員会に対する一般の人たちの期待があったと。また、この流域委員会が果たした役割の中に、やっぱり住民参加とか住民の意見聴取というものに、それだけ流域委員会に大きな期待があったからそういうことも進んだのだと思うんです。

ですから、その選び方によって本当に河川整備計画なりいろいろなものに住民がどうかかわるかというときに、この委員会がそういう市民の皆さんからも注目を集める委員会なのかどうかで、恐らくその意見聴取やいろいろなものが変わってくる、住民参加が変わってくると思いますので、そこは急ぐべきところは急ぎつつも、やっぱり慎重にやはりやるべきことはきちっとやっていただきたいと、省略せずにやっていただきたいという思いを持っています。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

よろしいですか。

○中村委員長

はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

ご意見としてごもっともだと思います。決して、今出てきました推薦委員会とか公募を否定しているわけでは全然ありません。これまでの委員会を見ても、たくさんのいいシステムといいましょるか、やり方というものを学んできましたし、そういったところはぜひ生かしていきたいと。むしろ、幅広く聞くというのはいろいろなご意見がまだまだ出てくる、積み重ねていっているわけですから、そういったところをお聞きしていくということを今考えていると。急いでいるかどうかということも出ていましたけれども、それをしっかりやっていきたいということで。

○中村委員長

はい、よろしいでしょうか。田中委員。

○田中委員

田中でございます。委員会を継続していく手順として今お伺いしたのは、まず広くアンケートで

意見聴取したいのだという、まず手始めにそれが新しい次の委員会へのプロセスの最初だと、こういうぐあいに理解していいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

いいですか。おっしゃるとおりで、まずそこから始めていきたいと。

○田中委員

それで、この今までずっと積み上げてきた委員会からの要望だとか、あるいは委員会からの申し入れだとかということも当然考慮されるということは、十分理解していいわけですね。どういった範囲の中で意見聴取するのかということもまず一点お聞きしたいのと、どういった数で意見聴取されるのか、その辺具体的に2点お聞きしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

対象という意味ですね、前半の部分は。流域委員会のこともよく知っていただいている方にお聞きしたいですし、要は実際に淀川をよくしていくための計画をつくっていく過程であるとか、その中身についてもよくご理解をいただいている方にお聞きしたいと思っています。今すぐさま気がついていますのは、当流域委員会の委員の皆様、それから関係自治体の方々、それからよく知らなくても意見をいただかなくてはいけないというところもあると思いましたが、場合によっては住民の皆様というところは今考えているところでして、もっともっと「いや、おれ意見があるよ」というような話が仮にあるのでしたら、そこは柔軟に広げていきたいと思っています。

○中村委員長

はい、千代延委員。

○千代延副委員長

千代延です。今の見解を聞いてですけど、一応仕事ですからね、納期のない仕事はないと思うんですが、いつを目途にそれをおやりになる予定なんでしょうか。それをお聞かせいただきたいと思っています。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

まず一番早く動き出せるのが、この当流域委員会の皆様にお聞きしていくのを7月中にやっていきたい。今、そのアンケート、冒頭にどなたかがおっしゃられました、本多委員がおっしゃられました中身をきちんとお聞きしていくためには聞き方ですね、それから余り限定的な聞き方もできません、なるべく広く。ただし、集計の話もありますので、それを今一生懸命やっていっております。聞いていく対象についても、今申しあげましたように柔軟に広くしていきたいと思っていますので、こちらとしてはもうちょっと作業が進まないといけないという状況です。

○中村委員長

よろしいですか。はい、宮本委員。

○宮本委員

各方面から委員会のあり方について意見を聞くということは、それは私はいいいと思うんですけども、この話はもう2月、3月ぐらいからこういう話が出ていたのですけれども、そうすると、なぜ今までそういうことをしなくて、まずこの流域委員会に対するアンケート調査が7月中にやると、仮にそれがやったとしても、その後自治体から意見を聞く、住民から意見を聞くとなると、当然、もしその結果、例えば推薦委員会をつくると、あるいは公募するということになる、どんなに早くても8月中旬以降になるわけですね、そのスタートは。ということは、必ずそうなった場合には、あそこの1番目に書いてますけれども、第4次委員会の間に委員活動の空白期間が生じないよと書いていますけれども、空白期間が生じるわけですね。2月、3月から我々が言っていながら、ようやく7月に流域委員会に対するアンケートを行いますと、それから各方面に意見を聞きますと、結果的には空白があいてしまう。大変、私はこれは残念なことだと思います。これは質問じゃありません。

○中村委員長

あと、深町委員。

○深町委員

深町ですが、ちょっとお聞きしてて、こちらの委員会から言われてやることを思いついたのか、河川管理者としてどういうお考えで次期の委員会について今まで考えていらっしやったのか、その辺についてもうちちょっと具体的に教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

忘れていたわけでもなくて、言われたから始めたわけでもないんです。これまでいろんなイベントがありました。整備計画をつくっていくというお話とか、それから次に設置していきます流域委員会へのお願い事項としましては、進捗点検を担っていただくということが整備計画に明記されています。そういった話を今、実はまさにこの流域委員会で議論しておりまして、もろもろのその作業との並行的に考えていった結果、7月中にはそういうアンケートなりがスタートできるのではないかと、まだその進捗点検についてはご意見をこれからいただかなくてはいけない状況ではあるのですけれども、7月中にはそれを始めたいというふうに思うところです。

○中村委員長

はい。もう二、三で終わりたいと思いますが。

○千代延副委員長

千代延です。今、始めることについてははっきりおっしゃいましたけれども、どこで次の4次の委員会の組織化を完了するという事について何もお持ちでないとは思われないですよ。30年間の整備計画も上手におつくりになる国交省の近畿地整が、何でこの次の委員会を立ち上げのスケジュールを、ちゃんと目標を定めて進められていると思いますので、それについては何もここでスタートのことだけにとどまらず、着地をどの辺に考えておるかという、それが狂ったからといって何もそんな追及するつもりはありませんけれども、その程度のことはおっしゃっていただいているのではないですか。お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

先ほど言いましたように、できる限り早くという状況です。いついつまでというような、諸条件を考えてみても今は判断できる状況ではありませんので、とにかく急いでということ。

○中村委員長

会場のほうは後ほど意見聴取させていただきます。

綾委員、どうぞ。

○綾副委員長

1つ確認したいのですが、7月中にアンケートを実施するとか幅広く意見を聞きたいということがありましたのですけれども、そのアンケート結果とかどういう意見が出されたかということについては公開していただけるのでしょうか、そのことをちょっと確認したいんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

はい。そのように考えていますけれども、どういうふうに出すかというところも含めて、そういうご意見も聞けるのかなと思ってまして。

○中村委員長

はい、竹門委員。

○竹門副委員長

竹門です。この進捗点検の意見を形成する過程で、我々委員のほうもその事業の進め方、あるいはP D C Aサイクルそのものをどのようにして実現していったらいいかについて勉強し、そして意見を言う過程は決して言うことで終わりなのではなくて、河川管理者の側がその意見に対して、ではこんなのはどうだという対案が出てきたときに、またそれを材料に考えというやりとりの中でいいものができてくるのではないかと思うんですね。その意味では、ここで意見を形成して終わりというのではなくて、その続きをぜひ見てみたいという思いがありまして、この委員会がそのまま続くべきだというのではなく、継続性をしっかりとほかる形で次期委員会を組織していただきたい。

つまり、この進捗点検の結果をぜひ活かせるような委員会をつくっていただきたいと要望いたします。

○千代延副委員長

もう一点。

○中村委員長

私はちょっと最後にします。はい。

○千代延副委員長

千代延です。今、竹門委員がおっしゃいましたけどね、この進捗状況の点検、それに対する意見、今進めておりましたよよくわかっておりますが、その進捗点検をやられました河川管理者のほうも、それから我々も意見書を今書きつつあるのですが、自分のことながら反省しておるわけですけども非常に不完全なものなんですよね。お互いに不完全なものを、これで我々の任期中に何とか形はつくってお出しするとして、これをそのままお蔵入りでは余りにももったいないと。やっぱり「鉄は熱いうちに打て」と言いますからね。進捗点検に対する意見が委員会からこういうふうに出たと、それに対して河川管理者が何だこれはとまたいろいろあると思うので、そのキャッチボールをできるように、キャッチボールをしながらこれをいいものにブラッシュアップしていただきたいと思うのですが、それにはやはり余り期間を置かずに、この8月に出します意見書からまた発展にやっていけるようなことを考えていただきたい。そのためにも、間をあげないようにできるだけ努力をいただきたいと思います。これは要望です。

○中村委員長

私のほうからちょっと委員の立場で言わせていただきますと、この委員会の設立というのはもともと河川法の改正で、「河川環境」となっていますが環境問題、それから「住民の役割」というものが非常に大きくなり、その中で特に淀川水系においてはこういう国内外で非常に評価されるような委員会方式をとったわけですね。それは国交省がとられたわけですね。国交省の河川管理者として、そういう手法をとられた。それに対しては非常に高い社会的関心や一定の評価があったものの、河川管理者自身がそれを一たん中断したんですよ。中断した上で、かつレビュー委員会というものを立ち上げているわけですね。これも我々委員会が立ち上げたのではなくて河川管理者が立ち上げた。河川管理者のそのレビュー委員会の記述の中に、委員選任における係る評価という項目があって、そこには「河川工学などの学問領域の専門家のみならず、学識経験者の範囲を拡大し、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え、また第三者による推薦プロセスを経て、一般公募を含め幅広く委員を選定したことで、多くの意見をもとに議論できたことは評価できる」とある。このレビュー委員会には河川管理者が入っているんですよね。ですから、これを覆

すというのは社会的に河川管理者に疑義がわく可能性があるということは一点踏まえていただきたいということでございます。

それからもう一つは、今度は河川整備計画に対する意見を効果的に聴取できる委員会の設置が望まれているわけですが、今我々がここでこういう役割をしているのは、あくまでも河川管理者の思いを反映しているわけですね。しかし、河川管理者が真摯に委員会の役割なり委員会が必要な活動を十分行えるように協力し、あるいは委員会の意見を十分ふまえて河川整備計画をつくらうとしたかどうかについてはそうではなかったという意見が委員の中にも社会の中にもあるということをも十分踏まえて頂きたい。河川管理者はこういった経緯も含め、委員会の取り組みは高く評価されるということを念頭に置いてやっていただきたいと思います。これに対し委員会側は最大限の協力をするというのではないかと私は思います。これは一委員としての意見として述べさせていただきました。

一応これで、この件、審議事項1に関しては終えたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

2) 「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめについて

○中村委員長

では、次ですね、審議事項の2に行きます。私、ちょっと先ほど申し上げましたように、3時までで一定決定事項を、委員の出席者全員のいる中で決定事項を決めたいというふうに思いますので、審議資料1がございしますが、この紹介を各大項目の検討グループのリーダーにご紹介していただく前に、ちょっと私のほうから、どういうふうに進んでいったかということをご紹介して、最後の今期の委員会の責務を果たすためのスケジュールについて委員の方にご審議していただきたいということでございます。

現在、環境、治水、利水、利用、主体参加、それから統合的流域管理ということで、とりまとめ作業をしておりますが、きょう後ほどご紹介あるように今回は試行的な側面もあるので、必ずしも委員のほうから十分な精査、あるいは河川管理者のほうで十分なデータなり解析なりが行われていない部分もあろうかと思えます。そうしますと、これから1カ月ぐらいの間に委員が大項目グループでそれぞれ審議を進めるのではなくて、委員が河川整備計画全体についての進捗、過年度にわたる進捗点検ということの作業を進めていくことが必要かなというふうに思います。そうすると、7月の間に1度か2度、委員大多数が入って、分野を横断した検討会をもつのが良いのではないかと。その会では、今後の委員会のあり方についての意見も出していただく。という日程的な決める必要がある。ただ、前回、委員会候補日として7月28日と8月3日という話がありました。これは余り変わってないんですが、8月8日には意見書を提出するということになりますと、最小限1週間ぐ

らしいの猶予が必要だということになると、8月3日に委員会を開催して8月8日に提出するというのはなかなか厳しいので、そうすると7月28日が委員会だろうと。そうすると、7月28日に向けて、できる限り、大項目ごとではなくて複数のグループが一堂に会した検討と委員間の中での意見交換を進めていくのが7月の半ばぐらい、これは日程調整しないとイケませんし、運営会議で諮らないとイケないんですけれども、その7月の半ばから後半にかけての作業検討会というのを開いて、その上で7月28日に委員会を開催すると。そのときには、今回ご紹介いただいた大項目での各意見とりまとめと全体的なとりまとめを反映して、ほぼドラフト的なものを審議するというふうに考えてはどうかというのが私の今の今後のスケジュールの見通しでございます。これに関して、ちょっと皆さんのほうからご意見なりコメントをいただいた上で、大体のスケジュールのアイデアを固めたいなということです。どうぞ、委員の方から。不明確なところがあったらもう一回説明しますけれども、要点を言いますと、7月中に作業検討会を個別にやる部分はもちろんあると思います、メールとかあるいは少人数で集まると。ただ、全体で集まって議論をして集約していくというような作業を行う、なるべく多くの委員が参加する会を持つと。それと、7月28日以外はなかなか委員会として成立しにくい状況でございますので、28日にどちらかという最終の委員会をし、その後、各リーダーと委員長、副委員長で意見書を取りまとめて8月8日までに意見書を集約して提出すると、委員のほうから、このスケジュール、あるいは作業の進め方について、ご意見ある方はどうぞ。

はい、岡田委員。

○岡田委員

いや、単純に7月28日はちょっと私は出れないということだけ。

○中村委員長

この日程調整が7月28日以外にうまくいくかどうかというのは。

7月28日前後では、なかなか多数の委員の先生方が集まれる委員会開催候補日というのがないのですけれども、それも含めて運営会議及びもう一度委員の方にご紹介して確定させていただきたいと。岡田委員が不在というのは非常に痛いのですけれども、ちょっとそれも含めて検討させていただきたいと。

竹門委員。

○竹門副委員長

竹門です。先ほどの8月8日に意見書を提出するために1週間あける必要があるという話でしたけれども、3日に委員会をやったとしても5日ありますので、絶対に28日ではなければだめという話にはならないのではないかと思いますのですけれども。

○中村委員長

おっしゃるとおりで、それは可能性はあります。それも含めて、きょう決めていただきたいと思いますけれども。相当進捗が、逆に言うと、大分作業が練られてきていて、8月3日の委員会開催で相当、あと1週間、数日頑張ればできるという可能性もあると思います。

○川上委員

川上です。質問ですけれども、委員会はあと何回できるんですか。河川管理者の予算があるとかないとかということですね。

○中村委員長

すべて、ほかの委員会以外の予算は今期の委員会の契約で非常に少なく、委員会開催予算としてはあと2回分あります。その1回をそういう作業なりに使ったほうがいいのではないかというのが運営会議、委員長、副委員長、河川管理者を交えた中であったものですから、私のほうで紹介させてもらったと。

○綾副委員長

さっきのは全体会議のことですよ。

○中村委員長

全体会議です、はい。

○川上委員

そうすると、7月の中旬ごろにできるだけ多くの委員が参加した検討会を開くということによって、委員会はあと1回しか開催できなくなるということですか。

○中村委員長

おっしゃるとおりです。基本的にはそういうことで了解いただけますでしょうか。もしよろしければ調整して、またもう一度日程的な、多くの委員の参加ができるようにと、望むらくは岡田委員も参加できるような日程がとれるようにというようなことを含めて検討させていただくということで、よろしくをお願いします。では、ちょっと順番が逆になりましたけれども、審議事項と。

○本多委員

済みません。ちょっと今の日程のことですね。

○中村委員長

はい。

○本多委員

本多です。要するに、あと2回しかできないという中で、今の議論だと、この進捗点検を出すのにもうすべて全力をそこに使いましょうということになるのかと思うのですが、実際に河川

管理者が7月にそういうものをまとめアンケートをとり出してくると、どんなふうになるかというのは、もう我々8月目いっぱい見てみないとわからないところがあると思うんですね。実質28日とか8月3日で最後の委員会をやってしまえば、あとは何が起こってもわからない事態になるかと思うんですよ。

そうすると、次期委員会の課題とこの進捗点検とをまとめてあと2回というなら、1つは進捗点検のために使う必要があるかもしれませんが、最大限やはり8月のぎりぎりまで、任期いっぱいまで、そういうことについてやはり我々点検していくとか、見守っていくとか、河川管理者にもやはり意見を言わないとだめなところがあるんじゃないかと思うんで、少し委員会、全体会議とか、今まで小会議とかいうのはもうボランティアでやりましょうということだったんで、委員会以外でというよりも、もう一回委員会はちょっと最後まで様子を見たほうがいいのではないかという、その進捗点検以外のね、次期委員会のためにも正式な委員会として様子を見たほうがいいのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○中村委員長

例えば、8月3日の委員会は進捗点検以外のことを最終的に議論する委員会の開催という趣旨だと思いますけれども、この点に関して何かございますか。

○田中委員

田中です。今、本多委員がおっしゃったことで関連なんですけど、委員会は2回しか開催できないと。そうすると、後は、いわゆる金の問題ではなくて、みんな自主的に参加した委員会は可能性として残るといふふうに理解したんですが、それは委員会としてお認めなさるのかどうか、仮にそういうことはいかなるもののでしょうか。つまり、8月いっぱいまで期限があるわけですが、ただそれが管理者側委員会として認められないということになれば、話は全然別になります。

○中村委員長

私のほうから答えさせていただきますと、事務局も河川管理者も含めて一切何もないわけですよ。要するに、非公式の会議ですから、それは何回やろうが、何人集まろうが、どこでやろうが、それはあり得ると。ですから、それは委員会でもないわけですから、それに関しては、河川管理者も答えようがないということになるかと思えます。

もう1つ、仮に委員会が2回ということ、1回を例えば半日なり、場合によっては1日かけて、さまざまな大項目の話、現在の過年度の進捗点検の議論とともに、委員会の懸案事項なり、委員会の意見書に次期以降の委員会に関する期日も当然入ってきますから、そういうことを含めて議論するというのであれば、そこは公式の作業検討会で、当然事務局もサポートしていただけると。それから公開になるということになります。ですから、私が言っているのは、こういうフォーマルな

形ででき上がったものを要領よくまとめて、報告して、審議をするという形の委員会は1回で、もう少し中身の濃い活動としての内容をもう1回という形でどうだろうかということなんです。

そういうことも含めて、一応、大きな方向としては大体ご理解いただいたということで、あとは日程的なことなり、開催なりというようなことをご照会して詰めさせていただくということでしょうか。

はい、澤井委員

○澤井委員

澤井です。先ほどの本多委員と田中委員のご発言の中で、我々の任期がいつ切れるかということをご誤解しておられるのではないのでしょうか。8月いっぱいと思っておられるのでしょうか。

○田中委員

ごめんなさい、8日ですね。8月末までと、思っていました。

○中村委員長

では、そういうことでよろしくお願ひします。では、もし何か後でございましたら、全体の質疑の中で対応していきたい。

では、審議事項の2)のほうの具体的な取りまとめの経緯と概要について、各大項目グループが6つございますけれども、取りまとめていただきました。これは会場のほうにも配付してある審議資料1でございます。これについて、まず順番に、なるべくコンパクトにご紹介いただきたいということで、まず環境から進めていただきたいと思います。

竹門委員、よろしくお願ひします。

2)「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめについて

○竹門副委員長

それでは、パワーポイントを出していただきたいと思います。

環境の関連の進捗点検結果の意見形成につきましては4名、竹門、西野、水野、村上の各委員が委員会の後に、どういう方針で意見形成をするかについては話し合いをした上で、メールで意見をやりとりしながら現在も進行中です。次をお願いいたします。

河川管理者のほうから提示されました試行の進捗点検結果につきましては、環境の観点を並べてみますと、流域委員会の側から提示した全部で25の観点の中から今回は14の観点について進捗点検がなされました。それぞれの点検結果について、どのような意見を述べるかについては、まだすべてを網羅できてませんが、多くのものについては、こんな点が過不足があるということで、意見を文章化しているところです。

一方、A、B、C、Dは、河川管理者が流域委員会の提示した観点と指標について、どのように

対応したかのカテゴリーであります。Aはそのまま点検対象となったものですね。これが25のうち14あったということです。

Bについては、その点検手法の確定や検討に時間がかかるために、間に合うものだけやるということで、一部についてだけ触れられているというのが4観点ありました。

さらに、Cに関しては理由があって点検できないため今回は対象としないというもので5観点ありました。これには、ほかの点検項目と重複しているので、ここではしないというものも含まれていました。

このうち、C、Dについては点検されてませんので、当初、我々のほうで提案したどういう観点が適切か、あるいは指標が適切かといった部分が順次評価できないので、C、Dについては先に検討いたしました。まず、湖岸地形連続性について滋賀県所轄のためだめということでしたが、これについては情報を滋賀県から入手すればできないことはないですね。次をお願いします。

それから、現在できないというものの中で遺伝的多様性だとか、あるいは長期的環境コストについては、事業実施していないからできない、あるいは研究課題としてまだ技術的に確立していないということが理由でした。これらについては、必要性が否定されたわけではありませんので、今後、技術を磨いてやっていく必要が認められたものと考えています。次をお願いします。

一方、他と重複しているために削除というものについては誤解があったようです。種多様性の維持回復については、Aで観点として取り上げられた生態系・生物群集の多様性維持回復に含まれるということだったんですが、委員会のほうで申し上げた生態系・生物群集の多様性の維持回復のための観点は、ある地域全体の系や生物群集まるごとの保全あるいは修復に関する観点でありまして、個別の種についての観点とは別の観点から検討する必要があるというものです。次をお願いします。

一方、土砂動態についての評価方法の確立というのは、生産、移動、堆積の実態に含まれるとのことだったのですが、実態の評価と管理手法の評価とは別課題ですので、これらは、今後、別項目として立てていただく必要があります。次をお願いします。

あと、最後に4つほど事例を挙げるだけで終わらせていただきますが、指標という言葉が誤解されていることは環境にかかわらず、全体にかかわる問題点です。本来、指標とは進捗点検の観点を評価するための物差しであります。しかし、この試行報告書の中で指標として書かれているものは、対策の取り組み内容、検討内容、整備箇所数、改善状況、取り組みの効果といった項目となっています。これらは、実は事業内容の説明でありまして、必ずしも物差しとして使えるものではありません。あるいは、改善の状況ですとか効果につきましては、これらは事業目的でありまして、何を見れば改善状況が評価できるのかというのが指標でなければなりません。その意味では、実は多くの項目について指標がちゃんと設定されていないということがわかりました。

それは結果的に評価ができてないということに結びつきます。つまり、効果があったかどうかを何を見ればわかるかということが明確でないために、せっかく点検の結果が書かれているんですけども、何々に取り組んでいるとか、あるいは対策を継続するという表現で終わっておりまして、実際にその観点については仕事をしております、これからもやりますということが宣言されて終わってしまっている。本来ですと、課題の観点についてどれだけ成果が得られたか、あるいは得られていないのかを評価することが点検の目的ですから、その意味では今後、指標を明確にして評価をしていただきたいということです。次をお願いします。

幾つか事例として、大事なポイントについて、こんな意見が今出ているということを紹介して終わりにしたいと思います。まず、ダイナミズム確保の観点につきましては、この試行報告書の中では、川本来のダイナミズムの再生の項目の中で、地形変化を促すという観点として取り上げられまして、指標として既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容、魚類確認数が挙げられております。試行報告書の36、37ページです。これらは、実際の事業としては、まさにダイナミズム確保の観点に該当するものであると思います。ところが、実際にこの指標として挙げられたものは、地形変化を促すというものを評価するために適切な指標ではないというのが結論でありまして、この評価をしていくためには、地形変化が起きたかどうかを見る指標を設定する必要があるということになります。

それから、もう1つ、大事な点は、地形変化にかかわる事業は、実はたくさんあるということです。高水敷の切り下げですとか、水制、根固め工、あるいは低水護岸等が事実として地形変化を促したり、あるいは抑制したりしているわけです。したがって、必ずしもダイナミズムの再生を目的としていない事業に関しても、この観点から具体的に現状がどうなっているのを見るような試みが必要です。これについて、すぐにできるとは限りませんので、せめてこういう観点からも事業を監視していくということを宣言していただきたいということです。次をお願いします。

次に、琵琶湖の水位問題ですけれども、これも非常に多岐にわたる検討課題が挙げられておりまして、西野さんのほうからたくさん意見が書かれているんですけども、ピックアップして3つだけ申し上げます。

まず、この試行報告書には3つの指標が挙げられております。淀川大堰による水位操作の改善内容、瀬田川洗堰による水位操作の改善内容、琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容、それらはこれが適切であるかどうかを評価するためには、やはり指標が必要であるわけですけども、西野さんのほうから季節的変動リズムの喪失と、急激な水位低下の2点から事業評価をしてほしいという依頼がありました。例えば、魚類に限定したとしても、産卵数がふえたかどうか、産卵された卵が干上がっているかどうか、それから稚魚の生存率、これらはそれぞれ別の事実でありまして、

これらを客観的に見るのが大事だということです。これは琵琶湖の中の話なんですけれども、実は魚以外にも琵琶湖の水位操作によって変動する要素がたくさんあります。ですから、これについては、今後8月の初めまでに、どういうものが水位操作とかかわっているかということピックアップする作業をしたいと考えております。

次に、一番大事なのはここなんです、琵琶湖の水位問題は、実は瀬田川、宇治川、淀川の流況変動を通じて下流生態系とも結びついた問題であるということです。これは、実は環境サイドの中にも上下流問題が存在していることを示します。この点については流域委員会でも、必ずしもまとも議論がされておりましたので、少なくともどういう問題がここには内在しているかについてリストアップし、今後の点検の項目に加えていきたいということですね。ですから、これはこれからの仕事にもなります。次をお願いします。

それから、生物多様性保全に関しては、連携した取り組み内容の回数が指標になっているわけなんですけれども、やはり生物多様性の保全に関するテーマ設定が明確に位置づけられていないために、どんな取り組みをしたかということ自体が指標になってしまっています。これについてはどんな指標を見れば生物多様性保全の進捗が点検できるのかを我々が提示していく必要があります。時間がないので、次をお願いします。

4番目は、流域的視点による水質対策ですが、これについてはどんな組織をつくって、どんなテーマを検討していったらいいかが、試行報告書の中に書かれておりますので、比較的評価も高いものになっています。ただし策定に当たっては、こういった項目についても検討に加えていただきたいというのが村上委員のほうから意見として出ておまして、これらは単に個々の取り組みに対して意見を言うだけではなくて、こういう観点で、こういうものを評価する必要があるという形で提示していきたいと思っております。最後をお願いします。

今後の作業方針ですけれども、先ほど申しましたように指標の設定や分析の方法についても意見として提示するということを目標といたします。つまり、ただこんなことはだめだということではなくて、具体的にこういうやり方をやってはどうかという提案をしたいということと、それから統合的流域管理と強く結びついています、事業間の相互の関係、あるいは流域間の関係について関連図のようなもので提示することも考えたいと思っております。

以上が7月にやる作業内容になりますので、皆さんもいろいろご協力、よろしく願いいたします。

○中村委員長

引き続き、治水のほうをおねがいします。時間が厳しいこともあるんですけれども、どうしても委員間で、きょうの時点で少し理解を進めていただきたいということもあろうかと思っておりますので、

若干その辺は斟酌しながら進めていただきたいというふうに思います。

綾委員、よろしくお願いいたします。

○綾副委員長

治水班ということで、私がグループリーダーになりまして、ほかに池野委員、河田委員、水山委員、宮本委員、實委員の6名で意見書を作成しております。次をお願いします。

現況ですけれども、パワーポイントに書いてあるのは、お手元の原稿をそのまま載っただけですから、どちらを見ていただいても同じでございます。委員会は、小項目として9小項目を掲げたわけですけれども、3行目から「大項目（2）治水」というところに小項目があり、治水の場合は観点と小項目が1対1対応しているのが割と多くて、そのほかに高潮とか、地震津波、それから土砂移動の制御、その辺のところには観点がたくさんありましたけれども、7のところの小項目「洪水被害の期待値の減少」ということについては、先ほどの資料分類で言いますとBで、お答えをいただいております。残りの8項目について、河川管理者による進捗点検が示されております。

7番の「洪水被害額の減少」というのが除外された理由としては、想定被害額の算出が現時点ではできないためという理由にされております。同じように高潮とか地震津波のところでも、それぞれ洪水被害ではなくて高潮による被害とか地震津波による被害の減少ということで小項目を出したのですけれども、同様な理由により今回、点検対象からは見送られております。一応、班としては被害額の算出というのは非常に重要な話なんですけれども、期間が短かったので今回出てないということについては、とりあえず了承したいと思っております。しかし、被害額の算出というか被害額の減少というのは、そもそも治水の一番の大きな目的になるものでありまして、アウトカムズ指標ということで、非常に重要でありますので、少なくとも点検頻度、これは〇〇年というか、何年に一遍かが妥当であるかは議論があるかもわかりませんが、毎年する必要はないと思うんですけれども5年に一遍とか、それごとに点検するということを記述して、何年かに1回の点検には必ず入れていただきたいというぐあいに思っております。

それから、残りの8項目については、6人の委員により分担して評価して、現在それをとりまとめ中ということで、先週の水曜日にも1回検討会を開いております。意見交換会を開きまして、あとはメールでやりとりをしているというのが現況でございます。次をお願いします。

それで、きょう申し上げるのは、個別の小項目についての意見については取り上げずに、主に点検の報告書を見て出されている共通された意見ということについてご報告したいと思います。

1番目ですけれども、小項目の中の観点において、選択された指標とか事業については、妥当だと判断されるものが多いのですけれども、不適切あるいは不相当と判断される場合、あるいはそのほかの選択がよいと判断された場合もありますので、それらは個別に各観点ごとに記述したいと思います。

っています。

それから、進捗状況に書かれている内容ですけれども、先ほどちょっと竹門委員からもご紹介がありましたけれども、治水のほうでは平成18年度、19年度、20年度に行われました事業が3事務所とありますが、4事務所かと思います。4事務所の合計をしてこれだけの件数が行われていますというような記述が目立っております。したがって、点検進捗状況ということで、この3年間で流域全体でどんな事業が行われたかということはわかります。けれども、全体計画において、事業の達成予定時期が記述されていない、あるいは最終目標がここにあって、現在ここまで来ているというようなことが全然書かれておりませんので、そのことについて進捗度の判定ができないということがございます。その次をお願いします。

それから、委員会では前回のときもちょっと申し上げたのですけれども、指標を用いて観点の達成度の評価を行うことを目的にして指標を使ってやりなさい、先ほど言った物差しの話でございませぬけれども、そういうことをして物差しを幾つかに適当にランク分けをして、妥当であるか、そうでないか、改善が必要であるかというような評価をするということを期待しておったのですけれども、指標の評価基準の設定ということは全然行われておりません。したがって、指標の達成度の評価の自己点検といった観点からの記述が全く見られないということで、ちょっとこの辺のことについては委員会と担当者との間でもっとしっかり議論をしていく必要があると思います。

その次、2.4でございませぬが、点検結果として一部に小項目ごとの結論が記述されております。その多くは観点ごとに事業の実施数及び将来の予定が述べられている。これだけ一生懸命やりますと、一生懸命やりますとは書いてありませんが、これからも続けてやりますとか、そういう記述で書かれておまして、これは点検結果に書かれるべきではなくて、本来は進捗状況欄に記述されるべき内容であります。

進捗点検の意味ということにもなるのですけれども、委員会としては複数の指標の進捗状況の評価結果から観点についての量的及び質的な達成度の評価の記述を求めています。それで、最終的にはそういった量的及び質的な達成度評価から大項目の点検評価ということを演繹していくということを想定しておりますので、この辺のことについては点検結果としては、現在のところきわめて不十分な形でしか得られていないと言わざるを得ないと思います。次をお願いします。

今までのことから進捗点検の点検法に係る改善意見ということで、ちょっと取りまとめてみました。3.1ですが、指標とそれに係る事業の選択と評価、観点の進捗状況の量的、質的な評価、それから、その上の項目になります小項目とか大項目の評価に当たっては、先ほどちょっと申し上げましたように、今回のような試行では河川管理者と委員会との共同作業とする方法、あるいは方法を点検しました我々と、点検を実行する管理者とのほうでキャッチボールをするということが、よ

りよい進捗点検のためには検討されるべきであると思われます。

それから、小項目ごとの点検頻度について、先ほど〇〇年に1回というのが、洪水被害額の減少ということで出ておりましたんですけれども、毎年やるべきことと、数年に1回やればいいこと、あるいは10年に1回やればいいことというようなことがあると思うんですけれども、その辺の判断についても管理者のほうから何も判断がされておられません。実効性ということも、もちろん考えないといけないので、それは委員会との間で協議をした上で点検頻度の判断をしていただきたいと思っています。

それから、あと進捗点検をどのように位置づけるかということですが、一応委員会は前回から言っておりますようにP D C Aの中の一環の作業だと考えているわけで、P D C Aの目的という、これは私がこんなに偉そうなことを書く必要はないんですけれども、事業の実施、年次計画の達成の確認ではない、30年間にどこまでやっていって、今現在ここまでありますといったことの確認ではなくて、実施事業を点検して、実施事業内容を改善するというのがP D C Aの大きな目的であります。改善することによって計画目標の達成度の質的な改善を図るのが最終的なところにあると思います。したがって、事業を実施している河川管理者みずからの実施内容の改善への視点がきわめて重要と考えておるんですけれども、現在の状況では事業内容の改善の視点というのがほとんどないということで、余り十分な点検にはなっていないというのが現在の評価です。以上でございます。

○中村委員長

引き続き、利水をお願いします。

千代延委員。

○千代延副委員長

パワーポイントを用意しておりませんので、レジュメに沿って簡単に説明させていただきます。

利水は、2つの小項目がありまして、1つの「水需要管理の推進」の中では、観点について6つあります。それから、もう1つの小項目、「渇水対策の確立」ということの観点が1つです。

これまでに、中間とりまとめまでにやってきたことを紹介いたしますと、まず河川管理者の進捗状況、点検結果の記述が、内容が余りにも不十分とか、核心の部分の記述がないと思われるものについて、4項目にわたって河川管理者に追記を要請しましたが、昨日になって追記要請に当たることも意見の中に記述してほしいということで、結局対応はしてもらえないということになりました。それから、その後、一応一堂に会してやるという段取りをしたんですが、なかなか機会がつかれず、結局たたき台をリーダーが作成しまして、メールできょうまでにやり上げようということで、各利水のメンバーにたたき台をメールで送り、まだ全部は返ってないという状況で、ちょっと

申しわけない次第でございます。

今までのところから、3番目に書いておりますが、河川管理者から提出のありました試行報告書の記述の傾向をみますと、1つは、進捗状況の記述が簡単な事実の記述で終わり、反省点や問題点、あるいは首尾よくいった場合には成功要因等の記述がほとんどないと。これでは次の展開における改善につながらない。先ほどの綾委員から話がありましたが、PDCAの一環としての事業の進捗点検という趣旨が十分理解されていないため、点検のための点検、やらされているという姿勢がかいま見えました。

計画の内容については、プラン、ドゥ、チェック、アクションのサイクルを考慮し、随時進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検に当たっては、見直しを行うものとする、こういう位置づけのもとでの進捗点検ですので、そのことを十分理解して点検をしていただきたかったと。また、我々の意見のほうも、どうしてもこういう指摘が多くなるというふうに思われます。

それから、もう1点は、利水に関する事業なんです、1つの事業がやっぱり他に与える影響も多うございますので、環境、治水、利用という観点からも必要なことは記述していただくよう期待しておりましたが、利水は利水の記述に終わっているという、ちょっと残念な結果に終わっています。

この一番下に3行、個別事業の全体計画に対する整合性というところで、3行ほど書いてあります。個々の事業目的に対する評価にとどまらず、事業の構成、優先順位、実施順序といった全体的な視点からの評価を行う必要があるということで、利水の分野の対象にはなっていますが、できるだけほかの観点からも目をやって記述をいただけたらと思います。

それから、先ほど委員長からのスケジュールの話もありましたけれども、我々は7月中旬をめどに、利水担当のメンバーが一堂に会した作業検討会を開き、「一堂に会した」とわざわざこんなところ書いてますけど、なかなかメールだけではかなり意見の違いが大きくなれば進まないと思いますので、一度はそういう形で、少なくとも利水の中では合意を取りつけたものをつくりたいと思っております。

それから、1点、この作業をやっておりまして、先ほど4つの点について追加して記述をお願いしましたが、それは意見の中に書いて、それで終わるようにとおっしゃいましたけれども、細かいことは抜きにしましても、1つ例を挙げて言いますと、この対象そのものなんです、渇水対策の確立で、渇水対策の必要性と確保手法の検討、これは個々の事業ということなんです、これを事業全体から見ますと、すなわち丹生ダムをどうするかという全体の問題で見ますと、整備計画を読むと丹生ダムというものが治水上既に整備計画に位置づけられているようでもありますけれども、

知事意見ではいずれの知事さんも、これでは意見が述べられていないので保留するという趣旨のことになっております。

これは本当に治水として丹生ダムをやるというふうに位置づけられたのか、どうもわからないので、この辺のところは意見書にそのまま書いておけということをおっしゃらずに、少し説明を直接いただきたいというふうに考えます。今の知事さんの対応だけでなく、姉川、高時川ということになりますと、治水上は河川管理者が整備計画では中上流については戦後最大対応ということをおっしゃっております。それから、滋賀県のホームページを見ますと、やはり治水については戦後最大対応ということが記述されております。ですから、以前は100分の1で検討されておまして、そのままこれが治水上丹生ダムとして位置づけられたのか、戦後対応として位置づけられたのかという、その辺のところも明確なことを示していただかないと、この全体を見ての意見の記述というのが難しいと思うんです。これは、あと個別に相談をさせていただこうと思いますけれども、そういうことがありますので、またよろしく申し上げます。

非常に雑駁ですが、以上で終わらせていただきます。

○中村委員長

今の最後の点は、後ほど河川管理者からも見解をいただくということにして、次に利用のほうに行こうと思います。澤井委員、よろしく申し上げます。

○澤井委員

澤井です。利用の分野のほうは、点検項目あるいは観点、指標、それほど数が多くありませんので、ちょっとほかの分野とは違ったまとめ方をしています。すべての点検項目、観点、指標について1行ずつコメントさせていただきました。委員会で提案したけれどもここに入っていない点検項目もありますが、それはおおむねほかの分野のところに記述されているということで、重複を避けるために利用として書かなかったというような説明でしたので、それはそれで納得しております。

ただ、ほかにまたがる場合には、どういうところがまたがっているかというところをきちっと点検をすべきだろうということは感じています。

まず点検項目1、「川らしい利用の促進」ですけれども、観点として水域（水面）の秩序ある利用に向けての誘導または規制の取り組み状況として、指標が2つ挙げられています。「舟運の取り組み内容・水制工整備数」。舟運、特に淀川本川ですけれども、可能にするために樟葉のあたりから徐々に水制工を整備していこうと、今それを試行的に始めているということなんです、それによって実際に航路がどのように復元していつているかということ。これなんかは、まだ年数がそれほどたってませんからデータで検証するのは難しいかもしれませんが、そのような見通しとそのことが生物生息環境にどういうふうに関連をしていくのかというところの点検が必要ではないかと思

います。

2つ目の指標、「秩序ある河川利用の取り組み内容・誘導、規制数」とありますが、これは特に水上オートバイなんかの規制のことが述べられています。当面自主ルールというものを暫定的に定めて実行してますということですが、将来的にやはり自主ルールということやっていくのか、あるいは条例等によって規制をしていくのか、そういう方向性について記述いただきたいと思います。

それから2つ目の観点、「川の安全利用施策の実施状況」というところで、「水難事故防止に向けた内容・実施数」というのが指標に挙がっています。そして、そういう安全の講習会を何回やりましたとかが挙げられてますけれども、事故の発生した場合の救急対応に偏っている感がいたします。予防対策の実施がぜひ必要だろうと思います。それから、対象区間が直轄区間を対象にしているということですので、こういうことしかできてないということかもしれません、社会で水難事故防止について非常にニーズがあるのは、むしろ中小河川、都市河川ではないかと思います。そういうところへの水難事故防止対策への対応について、やはり流域の問題ですから、どういうふうにあるべきだということなどの記述が欲しいと思います。

それからその次の観点、「陸域・水域移行帯の秩序ある利用（川らしい河川敷利用）に向けての誘導 または規制の取り組み状況」というところですが、これの記述は指標として「河川保全利用委員会の取り組み内容・回数」というふうにあります。内容が詳しく書かれればそれで点検になるかと思うんですが、保全利用委員会は何回やったというようなことは余りそういう評価にはならないのではないかと思います。会議回数ではなくて、むしろその中でどういう内容のことを議論して、どういうふうな効果が上がったかということ、例えばそれによってグラウンドの面積がどのように減ってきているとか、そういうふうな内訳が欲しいと思います。

それからもう一つ、「違法行為の是正内容・不法耕作面積」というのが指標になってますけれども、堤外民地などの問題には全く触れていません。いわゆる違法行為を行って利用しているものの制限をどうしていくかということに限定されていますが、河川全体を見渡したときには堤外民地というのが非常に多いわけですから、合法的ではあっても将来どういうふうにすべきかという観点から点検が必要かと思います。

それから次の観点、「『川に活かされた利用』の実施状況」。これは環境学習などのイベントとかの実施回数が挙げられています。これは、かなり活発に進められているということで評価されると思います。

2つ目の点検項目、「憩い、安らげる河川の整備」というところですが、観点として「憩い、安らげる河川の整備状況」が挙げられていて、指標が5つあります。

最初の指標が「バリアフリー化の内容・実施箇所数」。これは、これまでに幾つのスロープがつ

くられましたとか、そういう内容になっているんですが、目標として幾つ整備していこうとしているのかということが記述されていないために進捗率の評価ができません。

「水辺の整備内容・箇所数」。これは実施事例が2つ示されていますけれども、目標として幾つしているのかがわかりません。

それから、「小径（散策路）の整備内容、回数」というところで、距離が挙げられていますけれども、距離を伸ばすということだけが指標ではなくて、場合によってはその状況に応じた小径の整備の仕方についても工夫が必要でしょうし、そういうことも評価が要るだろうと思います。例えば、隣接地との調整とか、あるいは自然への配慮などの観点が必要かと思います。例えば、隣接地を借用してでもそういう小径をつないでいこうとするのか、あるいは借用とか買い取りとかというようなことでなくても、相互利用を進めるとかそんなことも可能ではないかと思います。散策路の構造とか技術的工夫もあり得るかと思います。

それから、「迷惑行為の是正内容・対策箇所数」ですけれども、これはバイクの乗り入れの禁止のさくを設けたというようなことがたくさん事例として挙げられていますけれども、写真も載っていたわけですが、それなんかを見ますと、確かにバイクの規制には役立っていると思うんですが、逆にそれが自転車の通行等を妨げている。何かもう少しうまい方法がないものかというふうに思います。

それから、「ホームレスの対応内容・確認数」。これはいろいろ行政なんかと相談しながら進めていますということなんですが、さらによい方法について記述があればと思います。

点検項目の3番、「まちづくり・地域づくりとの連携」。

観点として、「まちづくりや地域連携の取り組み状況」、指標が3つありますが、「三川合流部の拠点の整備内容」ということで、ここ3年間イベントを実施してきましたということになっています。しかし、三川合流部の拠点の整備内容というと、イベントだけではなくて、やはり施設整備がある程度必要ではないかと思います。それについて記述がなされていません。

それから、「歴史文化と調和した河川整備内容」というところ、例として宇治の塔の島地区の事業計画を作成したと記述されていますけれども、その内容がこれだけではわかりませんので評価がしにくかったです。

それから、「水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容」というところでは、高規格堤防の整備をしますということで、その箇所数とか距離数なんか載っているわけですが、それによって例えばスーパー堤防の上に快適な居住空間ができたとか、そういう居住空間としてどう変化したかというようなところ、あるいはスーパー堤防をつくった部分は確かに安全になったんでしょうけれども、それがその地域全体の安全度向上にどのように貢献しているかというようなところの

評価が必要ではないかと思います。

4つ目の点検項目、「水源地域の活性化」というので、観点として「水源地域ビジョンの推進状況」となっています。これにつきましては、水源地域ビジョンは制度上、国の施策としてやる部分は直轄区間ということになるので、ダム近傍に限定されているのだと思いますけれども、水源地域という言葉の本来の意味からすれば、ダムの有無にかかわらず、そういう上流地域のことでしょうから、ダムのないところについてもぜひ評価をしていただきたいというふうに思います。これは直轄区間でないので、府県の情報ということが非常に重要になるんでしょうけれども、住民の期待はそこにあるのではないかと思います。

それから、「ダム周辺の施設整備内容」。これは施設整備はかなり進んでいるわけですが、それがどういうふうに使われているかという観点が抜けているかと思います。

「湖面活用促進の取り組み内容・活用数」。ここでは事例として高山ダムの不法係留船対策のことが載っていますけれども、それだけではもちろん不十分だと思います。視点は、観光・レクリエーションに使われているかというようなことに向けられているように思うんですが、そうではなくてエコシステムサービスの提供などがうまくいっているかとか、別の指標が必要ではないかというふうに感じました。

以上が書かれている各指標に対するコメントですけれども、全体的に少し国の直轄部分のことに限定し過ぎているようなきらいがあると思います。府県の管轄の場所についても踏み込んで点検評価をしていただければ、大変幸いだと思います。

以上です。

○中村委員長

次は主体参加ですけれども、岡田委員がちょっとご都合があるようですので、統合的流域管理を先にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○岡田委員

岡田です。勝手に申し上げて申しわけありません。前回、私がこのところを竹門、深町委員と一緒にまとめるべく仰せつかったということですので、まだ不十分ですが、このような形でとりあえず途中経過をご発表申し上げます。

我々のところは、1つは治水、利水、環境の事業間で相互関係性が検討され、示されているかという小項目と、PDCAサイクルの実現がどうなっているか、あとそれに幾つかの観点が組み合わされたという対応表をお示しして、点検をお願ひをしたということです。結果的には、統合流域管理の全項目が進捗点検の対象にされませんでした。ということで、言ってみると、ある意味で門前払いということなんです。

理由は、手法を検討した上で実施する必要があるため、現時点では点検の対象にできないということです。そういう意味では必ずしも手法が確立してないというところが問題点であるだろうというふうに我々は考えました。

こういうことで対象にならなかったわけですが、この意見書のほうに少し記しておりますように、この結果、まだ技術的には課題があるものの、河川整備計画における統合的流域管理の観点の必要性については管理者も認めておられて、ただまだその手法が検討中であるという意味で対象にされなかったというふうに理解しました。我々3人の中ですが、反省点としては淀川水系流域委員会自身も評価の具体的な方法をまだ十分に提示できていない、第3次委員会では最後の論点整理の段階でようやく包括的議論がされたに過ぎず、十分な時間がとれなかったということです。そういうことから今回は対象にされなかったわけです。しかし、その必要性は認識していただいているというふうに認識しました。

もう一つ、この意見書の3パラグラフ目ぐらいに書いてありますが、この試行報告書をぱらぱら見ますと、そこかしこに一定の取り組みが河川管理者によっても実は試行されていると推察されるケースがありました。したがって、そういうふうに明示はされていないんですが、暗にそれをいろいろと試行されているということは窺えるわけで、これをどういう形で明示的に取り出していくのか、このあたりが次の課題であろうと思います。

P D C Aサイクルは先ほどからの話で出ておりますが、特にこの統合的流域管理ということになりますと、事業の相互間の関係等を含めてよりダイナミックなP D C Aサイクルの適用が求められているのですが、そこにも書いてますように、個々の事業を関連づけるだけではなく、それらを有機的に受けさせることによって技術、目標、仕組みを意識的に改善しようとするというある種の精神によって運用されるものです。そういうふうに考えますと、このP D C Aサイクルを実際に運用するという事はなかなか大変なことで、まだそこまでいかないというのは仕方がないわけですが、今後ぜひこういう方向性を踏まえて展開できるところは展開していただきたいというふうに考えます。今後の点検では、P D C Aサイクルの進捗状況を項目に掲げて、河川管理者、委員会、関係する当事者が共同で学習しながら評価できる仕組みを試行的に実施することを検討していきたいと考えます。

進捗点検における全体的視点というのがP D C Aサイクルとあわせて重要なんですが、そこにも書いてますように、個別事業が計画全体に対して整合しているかどうかを点検するためには、個々の事業報告に対する評価にとどまらず、事業の構成、優先順位、実施順序といった全体的な視点からの評価を行う必要があります。これは環境・治水・利水・利用・参加、こういったものを横断的に見ていく観点からもその妥当性を検討することにつながるかと思われます。

ただ、現段階でこの評価法が確立してないことも事実です。問題は、確立してないから無理だということではなくて、代表的な事例を取り上げてとりあえず始める、そういう意味で事業間相互の関係を示す連関図を作成し、事例を取り上げて環境・治水・利水・利用を横断する観点から総合的に点検する試行を開始すべきだと思います。

難しいということでオール・オア・ナッシングになるのではなくて、特定の河川区間あるいは一定の事業のセットを取り上げて結構ですが、そういう試行をささやかでも始めるべきだというふうを考えます。我々としても、抽象的ではなく作業する過程で具体的に例えばロードマップをどういうふうを考え、連関図をどう考えればいいということについて今も少し検討しております。少しそういう試行例を示すことができればと考えています。

以上です。

○中村委員長

次、川上委員の最後の中に入るんですけども、深町委員も岡田委員も3時半までですので、深町委員から何か退席される前にございますか。よろしいですか。

○深町委員

はい、今ので。

○中村委員長

今のでよろしいですか。委員のほうで岡田委員が退席する前に何かございますか。

それでは、最後になりますけれども、川上委員、主体参加をよろしくお願いします。

○川上委員

川上です。私たちのグループでは昨日の午後、全担当委員が集まりまして意見交換を行いました。委員会のほうからは、主体参加の観点といたしまして27の観点を挙げさせていただき、またそれに倍する指標を提示したわけでございますが、河川管理者のほうで分類された結果、7つの観点到に絞られました。

しかしながら、何と申しますか、こういう人文社会的な問題に関しましては、指標とか観点とかというのは相互に非常に連続的に関連しておりまして、そういうところから河川管理者が選択された観点につきましても横断的に意見を述べてまいりたい、まとめてまいりたいというふうを考えているところです。

そして、これは委員会内部の問題でございますが、委員会のほうから指示されたフォーマット、これは非常に使いづらくて一体どう書いたらいいのかと非常に悩みました。このフォーマットは改善の余地が大いにあるというふうを考えます。

では、きのう検討できた3つの観点につきまして中間報告させていただきます。

まず、「観点1-1 あらゆる情報を公開したか」ということにつきまして、河川管理者は情報開示請求についてのみ報告されたわけですが、それだけではなくて自発的に提供したものを含む、より広い情報提供全体について提供したもの、提供しなかったもののデータと、その点検結果を報告すべきであると。

例えば、この委員会のように公開の会議で委員会及び傍聴者などに提供した情報資料、また委員や一般住民などからの質問に対する回答などでございます。こういうふうなものを具体的に提示していただかないと、評価のしようがないということが言えます。

145件の情報開示請求に対して133件の開示を行ったということは大変評価に値すると思います。しかしながら、件数の多少ではなく、適切に情報提供がなされたかどうかの点検評価が必要だと考えられまして、本来この情報開示とか情報提供というのは、開示請求の手続があったから開示するというふうなものではなくて、ふだんから適切にあらゆる情報が提供されるべきであると考えております。そのような観点から点検評価をされたいと思うところです。

また、12文書については存在しないため、開示できなかったと報告されておりますが、文書やデータがそもそも存在しなかったのか、探し方に問題はなかったのか、新たに作成してでも提供すべきであったのか、そういうことを点検評価すべきであると思います。また開示しなかったものの内容も不明であります。せめて、どういう項目について開示請求があったのか、そういうことだけでも今回掲げていただくと評価の手がかりになったと思います。また、この情報公開や情報開示についてどのように改善しようと考えていらっしゃるのかというのが全く示されておられません。

次に、「観点1-2 情報公開の方法は適切だったか」について。河川管理者は、情報提供・公開の方法をホームページ、携帯サイトの内容、利用件数に限定して報告されたわけですが、それだけでは不十分であると考えます。ホームページや携帯サイトなど、住民がみずからアクセスしなければならない、いわゆるプル情報のみを取り上げておられますが、河川管理者が自発的、積極的に情報発信するメールマガジンなどのプッシュ情報も取り上げるべきだと思います。

また、従来方式の紙媒体による情報発信なども点検評価すべきであると思います。現代社会におきましては、ホームページ、携帯の利用は不可欠であります。国内外への広範な情報発信手段としてもホームページは重要であります。また携帯電話による情報発信は即時性に優れ、降雨や流況に関する情報伝達などが住民の危険回避には特に重要であります。

しかし、これら以外にも河川管理者は洪水のハザードマップの普及ですとか、節水キャンペーンですとか、河川レンジャーの周知など、さまざまな広報や情報の提供を工夫して行っているはずであります。ホームページや携帯サイトへのアクセス数、新着情報のアップ数を掲げるのみでは生きた取り組みの姿が見えません。アクセスして、本当に必要な情報が得られたのか、役立ったのか、

利用者の使い勝手、満足度などの視点も欠けております。事業改善についても具体的性に欠けております。

「観点3-1意見聴取の手法の開発に真摯に取り組んだか」。住民、住民団体との交流内容・回数を指標としたことだけでは十分と言えないと思います。河川管理者から事業や工事に関する説明会の開催回数だけではなく、河川懇談会など住民との日常的かつ多様なコミュニケーションの場にも点検対象を広げる必要があると思います。事業説明会、工事説明の内容が言いっ放し・聞きっ放しの一方通行型でなく、河川管理者と住民あるいは住民同士の間で行われる対話型で行われているかどうか、そういうことも点検・評価されるべきであります。

日常的な交流型の河川懇談会などが実施されているかどうか点検すべきであります。事業改善についても具体的性に欠けております。

下にコメントを書いておりますが、河川管理者の進捗点検報告書の指標の選択とその評価は、形式的、表面的なものにとどまり、根本的、実質的な評価をするには不十分であるというふうに現時点では私たちのグループでは考えております。

今後、やはり河川管理者とのキャッチボールがどうしても必要だと思います。時間的制約がある中で可能かどうかわかりませんが、グループとしてもその辺を切にお願いしたいと考えております。

以上です。

○中村委員長

これで現時点における取りまとめの進捗状況をご紹介いただいたわけですが、幾つか解決しておきたい問題がありますので、まずは川上委員から先ほどありました様式を改善する余地があるという事で、これについてはまず川上委員のほうからその点を具体的に指摘いただいて、委員長、副委員長のほうでそれに対応するような改善をした上で、委員のほうにもう一回諮らせていただくというふうにさせていただきたいと思います。

それから、2番目の先ほど千代延委員からこの部分については回答をいただけるのではないかと。滋賀県の治水の確率の整合性ですよね、プリント。この点は、現時点で何か情報をいただけるようなものがありますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

実は、前回の流域委員会でまだ作業中で埋まってなかったところがありますという話と、それから川上委員からも整備計画の手続の部分について追記ができないのかというご指摘をいただいてまして、きょうそれを一式、修正を含めて、一応これで作業ができたと思っておるんですけども、ご紹介だけさせていただきますと。

○中村委員長

河川管理者提供資料1というやつですね。これは会場のほうにも配布いただいて。

では、そちらのほうで今の点を含めてよろしくをお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

まず、空白でまだ埋まってないんですという話をさせていただいたのが2ページから4ページの一覧表の右端の「点検頻度」なんです。どういう表現にしたらいいのかとか、それぞれどういうふうな頻度でということと悩んでいたんですけども、とりあえず記号化しまして記載をしています。

AとBと2つになってますけれども、これは4ページが一番下に凡例を書かせていただきました。基本的には、毎年点検するということとほとんど埋まりました。何かしらかの変化が毎年確認できるだろうということです。

ただし、治水効果の向上であるとか環境の変化といったところは、やはり何かしらかの変化が起きるとか、例えば洪水が起きたんだとか、あるいは一連の堤防ができ上がったんですというようなことが転機になると思ひまして、それについてはBという凡例で一定の変化、一定の効果が見られた時期に点検するというやつと、この2つをとりあえず今分類をしまして、これから点検をしていく中で、AとかBとかというのではなくて、なるべくピッチがわかるようにしていきたいなというふうに考えているところです。

それから、ページ数13ページをあけていただきまして、川と人とのつながりの構築、そこの中の「意見聴取手法の開発に向けた取り組み」という観点、こちらのほうに、この13ページの後半、下半分になるんですけども、整備計画作成までのいろいろな取り組みというものを追記させていただいているところです。

それから87ページまでめくっていただきますと、「渇水への備えの強化」、渇水対策容量のお話ですけども、前回観点や指標に応じた記載がないのではないかとのご指摘をいただいてまして、これについて何をやってきたかというのを追記させていただいたところです。

以上、3点が変更、追加したところです。

○中村委員長

3点のご説明はいただきました。それで、もう一回戻ってきて、先ほど千代延委員からこの分については既にご承知ではないかということとご指摘があったことについては、何か今、ご紹介いただけるようなことはございますかね。治水の確率、戦後最大、100分の1、今どういう形で整理されているのかと。

千代延委員、もう一回言っただけですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

丹生ダムの話ですか、わかりました、さっきお聞きしました。

その部分は、整備計画がちょうどお手元にあるかと思うんですけども、そちらのところを説明したほうがよいのではないかと思うんですが、79ページのところにありますように、2段落目、正確に言うと3段落目ですけども、天井川であるというふうに始まる3行のところですけども、丹生ダムについてはこの整備計画で実施するという事は、調査検討に限ってやっていくという位置づけになっておりまして、これについては工事に入っていく位置づけにはなっていない状況なんです。ということで、治水の話については、姉川・高時川の浸水被害軽減のための位置づけであるということのみを今書いているところです。

○千代延副委員長

ちょっとよろしいですか。

○中村委員長

はい、千代延委員。

○千代延副委員長

千代延です。利水に関しては濁水というところに照準を当てまして、濁水対策容量が必要かどうか、ここに5行ほど追加されましたけれども、この内容は非常に的を得てないと思いました。その議論は今横に置きまして、琵琶湖で確保するか丹生ダムで確保するかというふうな選択肢が2つになっております。

ところが、私が確認したかったのは、それでは少なくとも治水で丹生ダムというものは必要で、やるという位置づけになっとなるのかどうかということをやまずお聞きしたかったんです。そして、それに上乘せして濁水対策容量をやるのか、やらんのかというところだけがあと残された問題なのかと思ったのですが、今おっしゃいましたことから言いますと、治水で丹生ダムについて、ダムの形式は調査検討ですが、治水のために丹生ダムはやりますという位置づけになっておるんですか。形式だけはまだ残されておるけれどもということですか。それをちょっと。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

いいえ。正確にいきますと、治水と利水両面で記載がなされているわけですね。79ページは治水の話、それから87ページのところに利水の話がそれぞれ丹生ダムという観点で載ってます。いずれにしても共通してますのは、実施するという手前の調査検討を行うという表現にとどまっております、こちらのほうを今やっていると。追記させていただきました内容というのは、例えば87ページの一番下3行から見ていただきますと、計画を上回る異常濁水に対して云々、それで濁水対策容量の確保が必要であると。やっていかなくはいけない調査検討というものを今やっていて、その

結果についてはもう少し結論を待たなくてはならないところにありますということを点検結果として書きました。こういう状況です。

○千代延副委員長

千代延です。何回も済みません。ちょっと私、わかりが悪いんですが、丹生ダムの治水のところ、治水について、形式も含めて調査検討という位置づけに読んでいいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

はい、同じです。ものが1つなので。

○千代延副委員長

要するに、決まってないということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

そういうことです。

○千代延副委員長

はい、わかりました。

○中村委員長

そしたら、次に委員のほうで先ほど竹門委員からも川上委員からも指摘がありました。指標なり評価なりというところで、必ずしも委員会のほうで考えていることと河川管理者のほうで取り組んで作成していただいた資料の間に若干齟齬があるというのは皆さんから出たんです。この点に関して当然そういうことはあろうかなというのは、過年度の事業はこういう枠組みで事業進捗評価をしていくということが前提になって行われてきたわけではないし、そういうことが前提になってデータを収集してきていたわけでもないで、河川管理者は最大限、今あるものを集めて状況を説明しましたということだと思います。今回こういうやりとりがあって、PDCAなり指標の意味なり、それから評価の意味なりというものが河川管理者と委員会の間で一致してきたら、当然今度新たにデータをとるとり方も違って来るだろうし、それから進捗を評価するときの評価の仕方とか指標のとり方も改善されてくるということで、ここは委員会と河川管理者で合意できると思います。

ただ今回、この資料をつくっていただく段階で、ああ、そういえばこういうデータもあって、それを提供すれば今回の審議に役立つかもしれない、ちょっと忘れとったとか、言われてみればそんなに難しいことではなくて、この辺まではちょっと作業すれば出てくるというものがあって、といった事項についてはきょうの中間取りまとめのご報告、をちょっともう一回検討していただいて、それで具体的に指摘されているところで、新たに出せるデータみたいなこともあればそれはお願いしたいということでございます。新たに大変な作業をしてもらうということではなくて、既にあるものを出していただくとか、それから若干観点を変えて整理していただくというようなことは

出てくるかもしれません。

それからもう一つ。これは竹門委員のほうからご説明していただくのがいいのかもわからないですが、今回はあくまでも試行で取り組んでいて、我々のほうも、先ほどの岡田委員の話ではないですけれども、例えば統合的流域管理という観点から評価していくのにはどういう方法論、データのとり方、あるいは既にあるデータの分析の仕方を明確に示すということについては、委員会側にも未だ未だ課題があるということです。次期委員会以降にそういうところは改善していく、あるいは河川管理者と委員会がキャッチボールができるような進捗評価にしていきたいということです。これはデータの提出の話と区別して整理していきたいと思います。

この2番目の点に関して、竹門委員のほうから、少し説明していただけますか。

○竹門副委員長

これは岡田委員と深町委員と議論した中でかなり中心的な話題にもなったのですが、この進捗点検のプロセスでこんなやり方がいいのではないかと委員会のほうから提案しますよね。その際に、我々も事業全体の構造がようやくそのときにわかるわけです。課題整理していくこと自体が実は我々が淀川水系の流域全体の課題そのものを理解するプロセスでもあるわけです。

したがって、でき上がった意見を単に言うというのではなくて、この淀川水系の課題をどのようにしたら解決していく道筋があるかを探っていくプロセスであるということです。キャッチボールというやりとりをする限り、少しずつ時間的にずれがあるのは当然かもしれません。しかし、1年の中では顔を突き合わせて議論する中でできていくものだろうと思います。その意味では、この意見書はそのための1つのプロセスであってほしいというのが第1の提案ですね。

そのためにはどんなやり方をしたらいいのか。今やっていること自体が既にそういうプロセスではあるのですが、委員会の進め方、あるいは今後の委員の選定の仕方も含めて、これは1つの課題になるんじゃないかと思います。

○中村委員長

今の最後の点、河川管理者からご質問は。大体よろしいですかね。2種類あって、一つはこれはすぐにでも出していただけるのではないかとようなものを整理して願います。これは、河川管理者の間のキャッチボールをやるような仕組みづくりの話ではない。二つ目のキャッチボールの話は、意見書が出てきた後の問題ですから。この2種類の課題が出てきたという理解でよろしいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

まず、基本は試行報告書をもとにいろんなご指摘を賜りまして、それでこれから始まります本格的な進捗点検に活かしていくということだと思います。

その中で、例えばこれから議論していく上でわからないこととか、あるいは試行とはいえ報告書としてここだけは表現だけ直しておこうとか、そういったものはこれから議論していけると思うんですけども、原則はこれから活かしていく報告書と意見書を足し合わせると、次の作業が進めていけるんだというふうに仕上げていきたいなと思っています。

いずれにせよ意見書をもう少し具体的にいただかないと、前回ちょっと不安な思いがあったのは、解のないご指摘をいただいたときに非常に困ってしまうなということがありまして、その辺、例えばこういうやり方があるよとか、これから研究課題だねというような話はちょっと区別していかないと、結構大変なものまで含まれてしまうと、後々ややこしくなるのかなと思っています。

○中村委員長

そういうことなんです。そういうことなだけども、この委員会の存在というのは河川管理者あるいは河川整備事業の性格も今後も変わっていかないといけないではないかということが根底にあるわけです。例えば、委員会が指摘したようなことが指標にない評価になるような河川事業ができなければ、河川整備事業が河川法の趣旨にのっとったものになっていかないとということが根底にあるわけですね。

そうすると、もちろん河川整備事業に携わる専門家も、今後若い世代はやっぱり変わっていかないといけないんだと。そういうことを考えると、今こうやっているからこれしかできませんと、あるいはこういうことを言われてもそういうことをやれるような体制にないので出ませんということではだめなんです。そこはちょっと基本的に共通認識しといたほうがいいではないかというふうに思います。

○竹門副委員長

今、中村委員長がおっしゃったとおりなんですけれども、さらに具体的に言えば、進捗点検の利用や環境のところ、C対応とかD対応になっているものの中には、今回の提案によってこの観点だったらできるよねというようなものも多分出てくると思うんですね。その意味では、現時点でCからBにさせていただくとか、DではなくてCになって技術的な検討を今後待つというやり方に変えるとかというのは、今でもできることではないかと思います。

したがって、単純に誤解に基づいているものもあると思うんですね。Dになっているものの中には、本当は違う観点だったのに字面が似ているからこれで代用できると思ってしまっているものもあるのではないかと思います。今回委員会のほうから提示した観点が別物であるということが理解されれば、DじゃなくてCになるかもしれないし、あるいは方法さえできればこれをやったほうがいいという意味でBになるかもしれないので、最後までこの対応のままでいってほしくないと思います。

○中村委員長

河川管理者のほう、小俣さん。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 小俣）

先ほど委員長のおっしゃったことはよく理解できます。

ただ、例えば竹門先生の一番最初のペーパーにあるように、指標とは物差しであって取り組み内容とか検討内容は指標とは言えないと簡単に整理していただいておりますけれども、我々としても物差しということは理解した上で、今の我々の持ち得るデータの中で最も近似解になるものは何かということで今回お示ししているのです、逆にそこをもう一步突っ込めばこういうことのできるのではないかという形でアドバイスをいただければ、それは本番に向けて我々はそれにぜひ取り組んでいきたいと思っておりますので、前回申し上げましたけれども、かなり突っ込んで我々としても短い時間の中でやり得る作業をさせていただいたという成果ですので、不十分とか未記述とかという部分についても、できないからやってないところはかなりあるということを前提に、また先生方の知見の中で、むしろそれはこうやればできるという形でご意見をいただければ、次回が非常にいいものにできるのかなということを思っております。

ただ、そうは申しましても、Aの中でもちょっと時間のない中で、とりあえずここまでというふうに割り切ってしまうところも確かにございます。先ほど澤井先生のほうからお話がございましたように、例えば違法行為の是正内容とか件数とか、もうちょっとトータルに川全体の農地の面積がどうなったとかグラウンドの面積がどうなったとかやれたらいいねということは、我々の中でも確かに議論はしていたんですけれども、そういうデータがなかなか集まらない中で、Aとして今回はこう示したというのもありますので、そこら辺、非常に端的な例で申しわけないですが、そういったようなものも確かに中にはございますので、そういった形でまたご意見をいただければ、改善はどんどんできるのではないかと思っております。

○中村委員長

この件に関しては、これ以上意見を出していただいても基本は認識は今のやりとりだと思うんですけれども、あえて一言という委員のほうからもし何かございましたら、今の流れでよろしく願いします。

○綾副委員長

意見書を書いていく上で、河川管理者にいろんなことを聞きたいとかということが出てくるのですけれども、今のままでは委員は委員だけで話しして河川管理者とちょっと距離を置いて質問を出すとかそういうような形にしかならないのですけれども、例えば時期的にいいかどうかはわかりませんが、7月何日ですか、その合同の検討会をやるというときには、河川管理者の方から

もお立ち会いいただくといいですか、質問に答えられるような方を派遣していただくということは可能なのでしょうか。ぜひ、それはやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

大丈夫だと思います。いずれにせよ7月10日に運営会議でご相談できると思っています。

○中村委員長

前向きに考えていただくということで。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○中村委員長

それでは、きょうの審議事項は大体終わりました。ここから非常に大事なんですけれども、一般傍聴者からの意見聴取ということで、基本的には2分間をお願いしたいということになりますが、挙手いただければ対応したいと思います。

3名ですね。そしたら、まずこちらの。

○傍聴者（荻野）

荻野でございます。2点だけ意見を述べさせていただきたいと思います。

まず第一は、初めの第4次委員会のことでございますが、河川管理者、きょうのお答えを聞いていますと、よく理解できません。大変不愉快な気持ちが残りました。河川管理者は第4次委員会の設置について、説明をごまかさずに、隠さず、うそをつかずにまじめに答えていただきたいというふうに思います。

それから、進捗点検ですが、利水について1点だけ意見を述べさせていただきます。83ページに利水のことをちょっと書いてありました。例えば、「水利権の見直し、転用の実施状況」となっています。内容は「水利権の見直し、転用は無かった」というふうに書いてあります。それから、点検の結果のところでは、「関係機関調整を行い、水利用の合理化に努める」というふうに書いてありますが、町医者にととえていいますと、患者はたくさん来ましたが、治療はしていませんと。患者の病気が治ったかどうかは私らは全然知りませんというような態度で、全くよそ事、他人事のように書いてあります。

これは進捗点検評価というものとは全く違うものであろうかと思います。利水の項目は全部こういうふうになっています。これは利水の関係の人に対して非常にばかにしたといいですか、まじめにやったとはとても思えるものではありません。全面的に書き直しをしてください。

以上です。

○中村委員長

次、酒井さん、よろしくをお願いします。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。

1つは、第4次委員会のことでございます。きょう、委員会に出席されている委員、本当にご苦労さまです。進捗点検の議論を聞いておって、議論が不十分です。4次委員会が設置されても河川管理者の非協力的な発言も含めてですが、流域委員会をもたんじやないか、そんな気がします。

それと、進捗点検審議に参加している委員がそれぞれ今までの議事録なんかを読んでいますと、實委員、水山委員、川崎委員らは、少数意見で意見書に述べられている反対意見を述べられた方が進捗点検分担審議のどこにも入っておられません。委員会にも出席もされない委員の方は委員会から退いてもらってもよいじゃないでしょうか。河川管理者、そうしましよ。あなた方は一生懸命仕事をされています。委員の方の中にはそういう不適格な方がおられる、それが、今の現状です。

それから、意見書を出しています。乱暴なことも書いていますけれども、補正予算が組まれてホームページに内容が書かれています。意見書を読んでいただいたらわかるのですけれども、この公表された中身について流域委員会はなぜ内容的に関知してないのか、これは、いろんな公表事業の継続点検、履歴とか評価とかそういうものを含めて当然審議がついて回る公表内容になっています。一度読んでいただいて、次回の委員会とかそのほかの運営会議等で取り上げていただきたいと思ひます。以上です。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。それでは最後、藪田さん。

○傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。何点か発言したいと思ひます。

まず、次期委員会に対する河川管理者の対応方針、これは流域委員会の要望を全く無視しているというぐあいに私は思ひます。9年間の時間と20数億円のお金をかけてきたこの淀川水系流域委員会の経過あるいは歴史を否定している、そういう暴挙ではないかというふうに思ひます。そして、前回のレビュー委員会の経過も無視しているということで、全く何の道理もない。私は抗議したい、このように思ひます。

それから、点検について少し発言したいのですが、宇治川の天ヶ瀬ダム再開発と塔の島地区の河道掘削計画については、やはり調査、対策の検討が全く不十分だということで、結果としては税金の無駄遣いになる過大な計画になっている。もう一つは、歴史的景観、河川環境を破壊する計画になっている。3つ目は市民を危険にさらす計画になっている、この点を指摘したいと思ひます。

63ページのところに堤防補強の云々とあるんですけども、実は宇治川右岸の50.2から50.4kmのところ、これが補強の対象にもなっていないということを毎回言っているんですけども、極めて初

歩的な欠陥の計画ではないかというぐあいに私は思っています。

それから、79ページのところの地震対策ですけれども、調査点検が遅々として進んでない。それから、あとの計画も当然明示されていません。調査の計画も明示されてないし、対策の計画も非常に遅れているということで、これは非常に問題ではないかというぐあいに思っています。

私たち住民が意見を言うのは、やはり切実な意見についてきちんと計画に反映していただきたいと思うから毎回来て言っているわけで、聞き流るのであればこれは時間の無駄だというぐあいに思っています。公務員としてきちっとして対応してもらいたい、このことをお願いしたい。

5. 閉会

○中村委員長

よろしいでしょうか。では、きょうの87回委員会の審議事項、報告事項はすべて終わりました。皆さんのご協力でちょうど時間どおりに終わりましたので、ありがとうございました。これで閉会させていただきますと思います。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

では、これをもちまして淀川水系流域委員会第87回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 3時59分 閉会]